

平成30年11月2日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」の一部改正について

日本銀行本店では、警備輸送会社の貨幣センターにおいて、当座勘定取引先との間での貨幣の受払を実施しています。今般、本店に加え、大阪支店においても、来年4月(予定)より同様の方式で貨幣の受払を行い得ることとしました。これに伴い、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」を別紙のとおり一部改正し、本年11月19日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」中一部改正

○ 2. から 4. までを横線のとおり改める。

2. 利用承認等

(1) 利用の申込み

イ. 利用申込書等の提出

利用希望先は、次の書類を日本銀行発券局勘定店に提出してください。

(イ) }
(ロ) } 略 (不変)

ロ. 略 (不変)

(2) 届出事項

利用先は、日本銀行との連絡に必要な連絡責任者およびその代理者の氏名、電話番号ならびにファクシミリ番号を「連絡責任者等届」(書式第2号)により日本銀行発券局勘定店に届け出てください。また、届け出た内容に変更が生じる場合には、事前に同書式により届け出てください。

(3) 利用承認の取消し

イ. 利用先からの申出による利用承認の取消し

利用先は、利用承認の取消しを希望する場合には、当該取消しを希望する日の2か月前までに日本銀行発券局勘定店に対し、適宜の書面によりその旨を届け出てください。

ロ. 略 (不変)

3. 貨幣の受払

(1) 受払希望量等の連絡

イ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表 (月次・速報)」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する月の受払希望量の見込みを「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表 (月次・速報)」(書式第3号)に記載し、前々月

の最終営業日の午後4時までにファクシミリにより日本銀行発券局勘定店に提出してください。

ロ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する週の受払希望量を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」（書式第4号）に記載し、前々週の水曜日（休業日の場合はその前営業日。）の正午までにファクシミリにより日本銀行発券局勘定店に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の内容について、提出期限後の変更を一切受け付けません。

(2) 略（不変）

(3) 利用先における取扱い

利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容を確認し、通知内容の別により、次のとおり取扱ってください。

イ. 略（不変）

ロ. 他の利用先との間での貨幣の融通を行う場合

日本銀行からの通知内容に基づいて、相手方となる利用先との間で日程等を調整のうえ貨幣の融通を行ってください。

なお、利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載した受払希望量の全部または一部について、市中流通拠点での受払等が可能とならなかった場合において、日本銀行発券局勘定店での受払を希望するときは、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」（以下「勘定店細則」といいます。）に従って受払を行ってください。

(4) 貨幣の受払

イ. 貨幣の受入

(イ) }
∫ } 略（不変）
(ハ) }

(二) 過不足発生時の取扱い等

日本銀行が利用先の当座勘定に入金記帳した金額と受入を行った貨幣の

金額との間に過不足を発見した場合には、次の各号に従い取扱います。

なお、日本銀行は、受入を行った貨幣に日本銀行において真偽の判別を行うことができない貨幣がある場合には、③に準じてその貨幣の代り金を受領したうえ、その貨幣を利用先に返戻します。この場合、利用先はその取扱について日本銀行の指示に従ってください。

① 過不足の差引額が過剰となる場合

日本銀行は、利用先に過剰があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、速やかに日本銀行発券局勘定店において関係封紙（過不足のあった大袋表記または大袋包装封の表記集計票および施封用プラスチック紐の表記をいいます。以下同じです。）、過不足票（過不足の内容が記入された証票をいいます。以下同じです。）および過剰金を受領するとともに、「過剰金領収書」（勘定店細則書式第4号）を日本銀行発券局勘定店に提出してください。

② 過不足の差引額が0となる場合

日本銀行は、過不足があった旨を連絡したうえ、関係封紙および過不足票を日本銀行発券局勘定店において利用先に交付します。

③ 過不足の差引額が不足となる場合

日本銀行は、利用先に不足があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、ただちに日本銀行発券局勘定店において「持込現金の不足金額の支払に関する件」（勘定店細則書式第5号）を提出し、日本銀行が指定した金種の現金により不足金を支払うとともに、関係封紙、過不足票および領収書を受領してください。

ロ. 貨幣の払出

(イ) 利用先による日本銀行等への事前通知

① 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、起票した当座勘定払戻確認情報記入票をファクシミリにより払出日の前営業日の午後4時30分までに、日本銀行発券局勘定店に提出してください。

② 略（不変）

(ロ) 略（不変）

4. 留意事項

- (1) }
∫ } 略 (不変)
(5) }

(6) パレット等の貸与

イ. 略 (不変)

ロ. 利用先は、日本銀行に貨幣を引き渡すために使用するパレット等の借用を希望する場合には、日本銀行が別途通知する方法により請求し、日本銀行発券局勘定店において借用してください。ただし、日本銀行におけるパレット等の在庫状況により、ご希望に応じられない可能性もありますので、ご注意ください。

ハ. パレット等の借用に際しては、利用先は、日本銀行発券局勘定店が管理する貸出記録簿に確認印を押印してください。

ニ. パレット等は、使用後速やかに日本銀行に大袋包装封として持ち込むか、または日本銀行発券局勘定店に返却してください。なお、自主融通等により、日本銀行のパレット等を他の者に引き渡した場合には、引渡先別の引渡数量を日本銀行発券局勘定店に連絡してください。

(7) 大袋用の袋の貸与

イ. 略 (不変)

ロ. 袋は、日本銀行発券局勘定店において貸与します。貸与された袋は、再使用の可否を問わず、使用後速やかに日本銀行に大袋として引き渡すか、または空のまま日本銀行発券局勘定店に返却してください。

ハ. 返却に当たっては、内部に貨幣等の残留物がないことを十分点検したうえ、再使用が可能なものと不可能なものに分別して日本銀行発券局勘定店に持ち込んでください。日本銀行は、返却頂いた袋内部の残留物およびこれにより生じた損害等については一切責任を負いません。

ニ. 袋は繰り返し使用するものですので、切ったりすることや、マジックインキ等で文字を書くことなくはせず、丁寧に取扱ってください。

○ 書式第1号から書式第5号までを横線のとおり改める。

書式第1号

(日付)

日本銀行発券局長_____殿^{注1}

(取引先名)

(代表者名)

印^{注12}

利用申込書

当方は、貴行の示す利用先要件を全て満たしていますので、当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____年 月 日^{注23}から、_____ ^{注34}で行うことを承認されたく、申込みます。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____ ^{注34}で行うにあたっては、日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従います。

以 上

注1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

注12 当座勘定取引に関し、日本銀行業務局に届け出た代表者または代理者の役職および氏名を記載のうえ、届出印を押印してください。

注23 利用開始希望日を記載してください。

注34 利用を希望する市中流通拠点名を記載してください。

(日付)

日本銀行発券局長_____殿^{注1}

(利用先名)

(代表者名)

印^{注12}

連絡責任者等届

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____^{注23}で行うに当たっての
当方の連絡責任者等を次のとおり届け出ます^{注34}。

連絡責任者 (職名・氏名)	
連絡責任者代理人 (職名・氏名) ^{注45}	
電話番号	
ファクシミリ番号	

注1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

注12 当座勘定取引に関し、日本銀行業務局に届け出た代表者または代理人の役職および氏名を記載のうえ、届出印を押印してください。

注23 貨幣の受払を行う市中流通拠点名を記入してください。

注34 一部変更の場合、変更のない事項を含め全て記載してください。

注45 代理人の行は人数に応じて適宜増やしてください。

市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）＜ 月分＞

(日付) _____
(利用先名) _____
(部署・連絡責任者名) 注1 _____
(連絡先＜電話・FAX＞) _____

▽ 受入・払出希望量 注2

略（不変）

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ（勘定店が本店の場合）
(TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465)

日本銀行大阪支店発券課総務グループ（勘定店が大阪支店の場合）
(TEL 06-6206-7790、FAX 06-6233-6019)

注1 }
注2 } 略（不変）

市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）

（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（日付） _____

（利用先名） _____

（部署・連絡責任者名）^{注1} _____

（連絡先<電話・FAX>） _____

【受入】^{注2}

略（不変）

【払出】^{注2}

略（不変）

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ（勘定店が本店の場合）
（TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465）

日本銀行大阪支店発券課総務グループ（勘定店が大阪支店の場合）
（TEL 06-6206-7790、FAX 06-6233-6019）

注1 }
注2 } 略（不変）

市中流通拠点
受払用

書式第5号

市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（利用先名） _____

日本銀行発券局 _____ 注1

【市中流通拠点での受入】

略（不変）

【他の利用先への引渡（融通）】 注23

略（不変）

【市中流通拠点での払出】 注12

略（不変）

【他の利用先からの受取（融通）】 注23

略（不変）

注1 勘定店が本店の場合は「発券局」、大阪支店の場合は「大阪支店」と記載されます。

注12 市中流通拠点での払出日の前営業日の午後4時30分までに「当座勘定払戻確認情報記入票」をファクシミリにより日本銀行発券局日本橋運営保管グループ勘定店に提出してください。

注23 融通実施日等は、融通の相手方となる先と調整してください。